

新型コロナウイルス緊急事態宣言発令地域における当社業務運営について

4月7日に政府より7都府県を対象に「新型コロナウイルス緊急事態宣言」が発令されました。これを受け、当社では、社員と社員の家族、そしてお客様をはじめとする皆様の安全確保、感染拡大防止のため、下記事項を実施致します。

「社員の対応」

- ・全社員、勤務開始前に自宅等において検温を行い、体調管理・状況報告の徹底。
- ・時差通勤、職務、外出の全てにおいて、マスク着用及び手指の消毒の徹底。
- ・不要不急の外出、会議は原則中止。
- ・勤務時の外部取引先との対面接触について原則禁止とし、電話（携帯電話含）、メール、SNSでの対応とさせていただきます。
- ・勤務形態も、在宅勤務及び業務ごとにシフトを組み、交代制で対応させていただきます。

「お客様へのお願い」

- ・事前にご自宅等で体調の確認をお願いします。風邪の症状や発熱など、体調の優れない場合はご来店をお控え下さい。
- ・来店時は、手指アルコール消毒、飛沫防止に向けマスクの着用や咳エチケットにご協力をお願いいたします。

「オーナー様、企業担当者様、管理物件入居者様から対応のご依頼について」

- ・電話、メール、SNS、FAXにて平常通り行います。
- ・原則、入室を伴う対応は行いません。
- ・ライフラインに直結する緊急性の高いものについては対応致します。

「入居者募集等の賃貸管理業務」

- ・募集物件掲載など入居者募集活動に係る全ての業務は平常通り行います。
- ・契約書類等の受け渡しは、原則郵送手続きとさせていただきます。

「建物の保守、管理業務に関して」

- ・日常清掃業務、定期清掃業務は平常通り行います。現場対応時、マスク着用及び手指の消毒を行った上、実施いたします。
- ・保守点検業務等は実施を行いますが、入室を伴う点検は延期とさせていただきます。

「退去立ち合いに関して」

- ・原則、立ち合いは行わず、退去後の空室を確認し、精算業務を行います。

以上

尚、今後も重要な情報の更新がある場合は、速やかにお知らせします。

引き続き、お客様の要望に応えるべく、情報の収集に努め、必要な対応・整備を迅速に行ってまいります。